

第1 自己紹介

1 事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目4番6号

西天満コートビル3階 坂和総合法律事務所

TEL 06(6364)5871 / FAX 06(6364)5820

2 ホームページ www.sakawa-lawoffice.gr.jp

3 (1) 映画ブログ <http://sakawa.exblog.jp/>

(2) 旅行ブログ <http://sakawa2.exblog.jp/>

4 経歴

1949年1月 愛媛県松山市で誕生(団塊世代)

1971年3月 大阪大学法学部卒業

1972年4月 司法修習生(26期)

1974年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)

1979年7月 坂和章平法律事務所開設

(後 坂和総合法律事務所に改称)

現在に至る

5 都市問題に関する主な著書(1985~2009年)

『実況中継 まちづくりの法と政策』1~4

『まちづくり法実務体系』(共著)

『わかりやすい都市計画法の手引(加除式)』

『注解マンション建替え円滑化法』

『Q&Aわかりやすい景観法の解説』

『実務不動産法講義』

ほか多数

6 映画評論家として活動

『SHOW-HEYシネマルーム』1~22

出版(2002年~2009年)

北京電影学院特別講義「大阪の弁護士坂和章平が語る中国映画あれこれ」

(07年10月10日)

7 『取景中国：跟着电影去旅行(Shots of China)』出版(09年8月)

毛丹青プロデュース

09年8月18日上海ブックフェア参加

(1) 大連・旅順・瀋陽、西安・敦煌、北京、曲阜・済南・泰山・青島、桂林・深圳・広州、昆明・麗江・大理など

(2) 『ジャスミンの花開く』『ココシリ』

『ラスト、コーション』『単騎、千里を走る。』

『あの子を探して』『レッドクリフ』『山の郵便配達』など

8 中国中央電視台(CCTV)

毛丹青主演『華人世界』でも少し紹介

第2 景観法制定の背景

1 景観の価値の高まり

判例の動向・住民運動

開発vs景観

・国立マンション事件

・名古屋白壁地区マンション事件

・箕面山なみ景観保全運動

2 国の政策

・03年1月、観光立国宣言

・03年7月、美しい国づくり政策大綱

・ " "、観光立国行動計画

・05年12月、観光立国推進基本法制定

・07年6月、観光立国推進基本計画

第3 景観法の制定と概要

1 04年6月18日、景観法制定

04年12月17日一部施行

05年6月1日全面施行

2 景観法の概要

(1) 景観行政団体(景観法7条1項)

政令指定都市・中核市、都道府県知

事の同意を得た市町村、都道府県

(2) 景観計画と景観計画区域(景観法8条)

(3) 景観地区と準景観地区(景観法61条、74条)

(4) 景観重要建造物と景観重要樹木(景観法19条、28条)

(5) 景観重要公共施設(景観法47条)

(6) 景観協定(景観法81条)

3 景観法の意義

わが国初の景観に関する総合的な法律

「良好な景観の形成」のため各種制度新設

建築物等の「形態意匠」の制限が可能

多くの領域で条例に委任(23の領域)

どこまで根付く?

地方公共団体の「やる気」は？

第4 各地の景観政策

1 京都市

(1) 経過

- ・ 06年11月、新景観政策を発表
- ・ 07年3月、新景観政策にもとづく条例案を可決・成立（新条例2本、改正条例4本）
- ・ 07年9月1日施行

(2) 概要

高さ規制の見直し

眺望景観創生条例の制定（眺望空間保全区域を創設）

高度地区の見直し（最高45m 31m）

デザイン規制の見直し

眺望景観創生条例の制定（近景・遠景デザイン保全区域を創設）

市街地景観整備条例の改正（景観地区の類型化、デザイン基準の新設）

広告物規制の見直し

屋外広告物条例の改正（屋上への設置禁止、点滅ネオンの使用禁止）

(3) 影響

不動産取引が激減？市中心部の路線価下落

2 東京都

(1) 06年10月、景観条例を改正

景観形成特別地区の指定制度を創設

(2) 07年3月、景観計画を策定

文化財庭園の周辺を「景観形成特別地区」に指定

3 大阪市（御堂筋地区景観協議会）

景観協議会は、景観行政団体等が組織することができる（景観法15条）

御堂筋沿道の高さ規制

- ・ 1920年、100尺（31m）規制
- ・ 1995年、原則50mに制限緩和
- ・ 2007年2月、淀屋橋駅と本町駅付近のみ最高140mまで緩和

4 その他

(1) 豪邸条例（兵庫県芦屋市六麓荘町）

06年12月、新築は敷地400㎡以上の一戸建てのみとする条例を可決

(2) 原爆ドーム（広島市）

原爆ドーム周辺における高さ規制

(3) 横長マンションの規制（兵庫県西宮市）

08年10月、一目で見渡せる壁面の面積を一定の基準（最大2500㎡）以下に制限する方針決定

第5 国立マンション事件 建築物撤去

1（1審）東京地判平成14年12月18日

景観利益を理由に高さ20mを超える部分（7階以上）の撤去を命じる画期的判決

2（控訴審）東京高判平成16年10月27日

景観利益・景観権について「個人の人格的利益とはいえない」として1審の事業主側敗訴部分を取り消し、市民側逆転敗訴の判決を下した。

3（上告審）最判平成18年3月30日

景観利益をはじめて認定。しかしその侵害は認めず上告棄却

第6 鞆ノ浦景観訴訟（広島県福山市）

1 対立軸は「景観vs利便性」

海上架橋計画（埋立て+架橋）につき、推進する県・市vs反対住民で景観論争
渋滞解消・下水道整備・護岸整備 vs 歴史的景観・景観利益

2 仮の差止め事件

住民側が埋立て免許の処分を仮に差止めすることを求めて提起

広島地決08年2月29日

・ 景観利益を有する者の申立人適格OK

・ 緊急の必要性を認めず申立ては却下

3 差止め訴訟

埋立て免許の処分の差止めを求めて提起

広島地判09年10月1日

・ 鞆の浦の景観は文化的・歴史的価値を有し、国民の財産というべき公益。

・ 事業の必要性、公共性の根拠は調査・検討不十分or合理性なし。

・ 埋立て免許をすることは裁量の範囲を超えるため差止め。

広島県は控訴

以上